

【京都府に緊急事態宣言が再発出されました】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、緩むことなく 特に都市圏において極めて危険な状況が続いています。 亀岡市にあっても感染拡大が続いており、既に 100 人を超える感染者が確認されるという大変憂慮すべき情勢に陥っています。

昨日（1 月 13 日）に京都府を含む関西 2 府 1 県においても緊急事態宣言が再発出され、最大限の警戒を行う必要に至りました。

こうした情勢を受け、京都府から府内全域に対し、次の 5 項目の注意喚起についての要請が出されましたので、何とぞ ご自身やご家族、大切な方の命を守る行動に、ご理解とご協力をお願いします。

【緊急事態措置の概要】

1. 外出の自粛
⇒不要不急の外出自粛、特に午後 8 時以降の徹底した外出自粛を要請
2. イベント等の開催制限
⇒収容人数の半数以下とし、屋外にあっても 2 メートルの距離を確保
3. 施設の利用制限
⇒特措法に基づく施設（飲食店等）の 5 時～20 時までの営業時間短縮
4. 職場への出勤等
⇒テレワークの徹底等による出勤者数の 7 割削減、20 時以降の勤務を抑制
5. 大学等への要請
⇒感染防止と面接・遠隔授業による学修機会の確保、部活動等の自粛

「コロナ 第 3 波」ともいえる状況で、収束に向けての先も見えない中で、不安と自粛を強いられる生活が続きますが、感染防止と行動変容にご理解とご協力をお願いします。

なお、緊急事態宣言が発出されましたが、畑野健康ふれあいセンター及び畑野町公民館の利用は、これまでどおりできます。

また、自治会事務所の執務にあっても、平日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から 3 時までで変わりありません。

発熱症状などのある方の相談

（夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方）

きょうと新型コロナ医療相談センター（365 日 24 時間、京都府・京都市共通）

TEL：075-414-5487